

## 電算機借上（G I G Aスクールタブレット）に係るプロポーザル実施要領

### 1 件 名

電算機借上（G I G Aスクールタブレット）

### 2 契約期間及び借上期間

#### （1）契約期間

契約確定日の翌日から令和7年12月31日まで

#### （2）借上期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで

※本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。したがって、翌年度以降において、予算の減額又は削除があった場合には、発注者、受注者協議の上で契約を変更し、又は解除することができるものとする。

### 3 目 的

本件は、新型コロナウイルスの影響により、I C Tを活用した学習環境の整備が急がれている中、令和5年度までの1人1台端末配備計画を示した文部科学省の「G I G Aスクール構想」が令和2年度に前倒しされたため、タブレット端末の整備を早急に実施し、福生市の教育におけるI C T環境の充実を図ることを目的とする。

### 4 賃貸借機器及び保守・運用

賃貸借機器については、次のとおりとする。

タブレット端末	3,155台
キーボード一体型ケース	3,155台
モバイル管理ソフトウェア	3,155ライセンス
フィルタリングソフト	3,155ライセンス
タッチペン	3,155本

なお、上記の賃貸借機器には、保守及び運用サービスを付加するものとする。

### 5 参加資格

この企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとし、特に指定の無い場合は、その基準日は公告日とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- （2） 福生市の物品買入れ等競争入札参加資格を有し、「賃貸業務」の業種に登録していること。
- （3） 過去に官公庁におけるタブレット端末の賃貸契約実績（賃貸期間開始から1年以上経過した賃貸契約を含む。）があること。
- （4） 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更

生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、手形若しくは小切手が不渡りになったとき等）にないこと。

(5) 公告日から契約締結日までにおいて、福生市で指名停止措置を受けていないこと。

(6) 企画提案参加有資格者が、契約締結日まで、上記（1）から（5）までの企画提案参加資格要件を満たさなくなったときは、契約締結を行わない。

## 6 企画提案参加資格確認申請

この企画提案に参加を希望する者は、指定した提出書類一式を、指定した申請場所に申請期間内に提出し、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請期間 令和 2 年 7 月 1 日（水）午前 8 時 30 分から令和 2 年 7 月 15 日（水）までの間の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までの時間帯を除く。）。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(2) 申請場所 福生市総務部契約管財課契約係（市庁舎第 1 棟 5 階）

(3) 提出書類は次のとおりとする。なお、指定書式があるものについては、東京都福生市公式ホームページ (<https://www.city.fussa.tokyo.jp/>) からダウンロードを行い、A 4 サイズで作成すること。

ア 企画提案参加資格確認申請書（指定書式）

イ 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（表裏両面）の写し

ウ タブレット端末の賃貸契約実績一覧（任意様式）及び当該実績に掲げた契約書の写し（件名、金額、発注者等の記載のある部分のみで可）

※賃貸契約実績一覧について、参加資格要件である官公庁発注の実績を含めること。

## 7 審査結果の通知

企画提案参加資格確認の結果は、令和 2 年 7 月 20 日（月）に通知する。

## 8 調達仕様書等の貸出し

調達仕様書等の貸出しは、令和 2 年 7 月 20 日（月）に行う。

## 9 提案内容

調達仕様書を踏まえ、次の内容について提案すること。

(1) 導入及び構築体制、スケジュールに関する提案

(2) ハードウェア、ソフトウェア構成に関する提案

(3) 通信回線に関する提案

(4) 保守・運用体制に関する提案

(5) 導入・構築実績に関する提案

(6) 説明会や研修に関する提案

(7) 情報セキュリティ対策に関する提案

(8) その他本業務の目的達成に必要な提案

10 提案価格

「12 価格提案上限額」以内とする。

なお、価格提案書の金額が価格提案上限額で提示している金額を超過した場合は、失格とする。

11 提案に当たっての留意事項

本プロポーザルに係る提示金額には、取引に係る消費税及び地方消費税を含む金額を提示するものとする。

12 価格提案上限額（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

価格提案上限額

電算機借上料（60 か月分。端末、保守・運用サービス等含む。） 247,406,400 円

参考価格：通信運搬費（LTE通信費用 60 か月） 183,242,400 円

なお、通信運搬費については、提案を受けた内容を参考として、別途通信契約を結ぶものとする。

また、契約後、公立学校情報機器整備費補助金の共同申請を行うものとする。

補助該当台数 2,276台

13 質疑の提出及び回答

(1) 提出期限：令和2年8月3日（月）10時00分まで（必着）

本プロポーザルの内容等に関する質問は指定の質疑書に届出印を押印した原本（質疑書）をもって行うこと。FAX、e-mailによる質問も認めるが、その場合は、質疑書下段に記載してある番号、アドレスに送信後、契約管財課契約係まで電話にてその旨を連絡し、提出書類を提出する際に、届出印を押印した原本（質疑書）を提出するものとする。また、電話・口頭での質問は受け付けないものとし、質問がない場合はその旨の連絡は不要とする。

(2) 回答日：令和2年8月5日（水）17時00分まで

FAX又はe-mailにて全事業者へ通知する。質疑書の様式は、福生市ホームページの「入札・契約」⇒「書式一覧」⇒「入札書などの書式一覧」からダウンロードしたものを使用すること。

電話：042-551-1539（直通）

FAX：042-553-4451

メールアドレス：f-keiyak@city.fussa.lg.jp

契約担当：契約管財課契約係

14 企画提案書等の提出書類

(1) 提出書類・必要部数

ア 企画提案書	原本1部、副本8部
イ 価格提案書	原本1部
ウ 価格提案書内訳書	原本1部
エ 参考見積書	原本1部
オ 参考見積内訳書	原本1部
カ 会社概要、業務実績書	各原本9部
キ 通信回線提供事業者の会社概要及び業務実績書	各原本9部

(2) 企画提案書等の作成要領

- ア A4判横書きもしくは横書きの任意様式とし、各頁下部には頁番号を記載すること。
- イ 印刷（両面、片面）は任意とする。
- ウ 30ページ以内（表紙・目次を含む）とすること。なお、A3用紙を用いる場合は2頁分としてカウントすること。
- エ フォントサイズは、11ポイント以上とすること。ただし、図や表内の文字はこの限りではない。
- カ 参考見積書は電算機借上料と通信運搬費を分けて作成すること。

(3) 提出期限等

- ア 提出期限：令和2年8月11日（火）15時00分まで（必着）
- イ 提出場所：福生市役所契約管財課契約係
- ウ 提出方法：持参又は郵送によること。なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

15 審査方法

プロポーザルの審査は次のとおりとする。

(1) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を16（1）ア及びイで示す審査基準に基づいて審査し、上位3社以内の提案者を選定する。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第一次審査を省略し、第二次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和2年8月13日（木）予定

(2) 第二次審査（ヒアリング等による最終審査）

第一次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、16（1）ア及びイで示す審査基準に基づいて再評価するとともに、16（2）ア及びイの内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定する。

実施日：令和2年8月20日（木）予定

(3) 審査結果の通知

ア 第一次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨をFAX又はe-mailにて通知する。

## イ 第二次審査

審査結果を書面により通知する。

### 16 審査基準及び配点

プロポーザルは、次の審査基準に基づき審査する。

#### (1) 第一次審査

ア 提案内容 170 点

イ 提案価格 50 点

合計 220 点

ただし、評価点の合計が4割未満の提案については、不採用とする。

#### (2) 第二次審査

ア 提案内容 330 点

イ 提案価格 70 点

合計 400 点

### 17 日 程

公告、募集開始	令和2年7月1日
募集締切	令和2年7月15日
参加資格審査結果通知	令和2年7月20日
質問受付締切	令和2年8月3日 10時まで
質問回答	令和2年8月5日 17時まで
企画提案書等受付締切	令和2年8月11日 15時まで
第一次審査（書類審査）	令和2年8月13日（予定）まで
第二次審査（ヒアリング）	令和2年8月20日（予定）
結果通知	令和2年8月26日（予定）
契約締結	令和2年8月31日（予定）
業務開始	令和2年9月1日（予定）

### 18 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に著しく適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 価格提案書の金額が、「12 価格提案上限額」を超過したもの
- (7) 企画提案締切時に「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス 競争入札参加資格

- 申請の手引き」に定義される関係会社が参加しているもの
- (8) 不正な行為又は不誠実な行為を行ったもの

## 19 契約

受注候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。

なお、その際には、特定された者は改めて、見積書を提出するものとする。

## 20 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (2) 参加資格がないこと又は失格となることが分かっていたにもかかわらず、申告しなかった場合又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、その提案を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却せず、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果についての異議申立ては、認めない。
- (5) 参加の意思がない場合には、契約管財課契約係に辞退届を提出すること。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 本プロポーザルに提出した資料、選定結果等について福生市情報公開条例（平成13年条例第30号）に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること（公開、非公開の判断は、市が行うものであり、非公開を約束するものではない。）。

なお、本プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の公開とする。

## 21 担当部署（提出・問合せ先）

福生市役所総務部契約管財課契約係

福生市本町5番地 TEL042-551-1539